

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	ユナイテッド計画㈱
施設名称	焼却溶融炉（1号炉）
設置場所	秋田県秋田市向浜一丁目7-5
問合せ先	018-864-0668

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添のとおり
--	--------

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

□ 測定に関する事項

(1号炉)

温度の測定に関する事項	測定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度</p>	<p>二次燃焼室</p>	4月	963℃
		5月	℃
		6月	℃
		7月	℃
		8月	℃
		9月	℃
		10月	℃
		11月	℃
		12月	℃
		1月	℃
		2月	℃
		3月	℃
		<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度</p>	<p>バグフィルタ入口</p>
5月	℃		
6月	℃		
7月	℃		
8月	℃		
9月	℃		
10月	℃		
11月	℃		
12月	℃		
1月	℃		
2月	℃		
3月	℃		

(1号炉)

煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度	煙突	4月	7.8ppm
		5月	ppm
		6月	ppm
		7月	ppm
		8月	ppm
		9月	ppm
		10月	ppm
		11月	ppm
		12月	ppm
		1月	ppm
		2月	ppm
		3月	ppm
		ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度	

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

(1号炉)

項 目	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	稼働中連続排出
排ガス処理設備にたい積したばいじん	稼働中連続排出

ニ 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号カの規定による測定（令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。）に関する次に掲げる事項

(1号炉)

排ガスの測定に関する事項		測定に係る排ガスを採取した位置	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度	(年1回以上)	煙突	-	-	ng-TEQ/m ³ N
		煙突	-	-	-
		煙突	-	-	-
ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）	(1回目)	煙突	-		ばいじん濃度 g/m ³ N SOX濃度 ppm NOX濃度 ppm HCL濃度 Ppm
	(2回目)	煙突			ばいじん濃度 g/m ³ N SOX濃度 ppm NOX濃度 ppm HCL濃度 Ppm

廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設は、上記に加えて次の事項

(1号炉)

排ガス及び排水の測定に関する事項		測定に係る試料を採取した位置	測定に係る試料を採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度	(1回目)	煙突			ng/m ³ N
	(2回目)	煙突			ng/m ³ N
処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度	(1回目)	放流なし			
	(2回目)				

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	ユナイテッド計画㈱
施設名称	焼却炉（2号炉）
設置場所	秋田県秋田市向浜一丁目7-5
問合せ先	018-864-0668

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項

別添のとおり

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

□ 測定に関する事項

(2号炉)

温度の測定に関する事項	測定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度</p>	<p>再燃焼室</p>	4月	884℃
		5月	℃
		6月	℃
		7月	℃
		8月	℃
		9月	℃
		10月	℃
		11月	℃
		12月	℃
		1月	℃
		2月	℃
		3月	℃
		<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度</p>	<p>バグフィルタ入口</p>
5月	℃		
6月	℃		
7月	℃		
8月	℃		
9月	℃		
10月	℃		
11月	℃		
12月	℃		
1月	℃		
2月	℃		
3月	℃		

(2号炉)

煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度	煙突	4月	16ppm
		5月	ppm
		6月	ppm
		7月	ppm
		8月	ppm
		9月	ppm
		10月	ppm
		11月	ppm
		12月	ppm
		1月	ppm
		2月	ppm
		3月	ppm
		ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度	

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

(2号炉)

項 目	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	稼働中連続排出
排ガス処理設備にたい積したばいじん	稼働中連続排出

二 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号カの規定による測定（令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。）に関する次に掲げる事項

(2号炉)

排ガスの測定に関する事項		測定に係る排ガスを採取した位置	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度	(年1回以上)	煙突	-	-	ng-TEQ/m ³ N
		煙突	-	-	
		煙突	-	-	
ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）	(1回目)	煙突	-	-	ばいじん濃度 g/m ³ N SOX濃度 ppm NOX濃度 ppm HCL濃度 ppm
	(2回目)	煙突	-	-	ばいじん濃度 g/m ³ N SOX濃度 ppm NOX濃度 ppm HCL濃度 ppm

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	ユナイテッド計画㈱
施設名称	管理型最終処分場
設置場所	潟上市昭和豊川字槻木字苗取沢49番地、他5筆、 潟上市昭和豊川上虻川字山手沢16、16番地1
問合せ先	018-877-5770

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添のとおり
--	--------

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第八号	管理型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(公表の期限：翌月の末日)

産業廃棄物の種類	4月(t)	5月(t)	6月(t)	7月(t)	8月(t)	9月(t)	10月(t)	11月(t)	12月(t)	1月(t)	2月(t)	3月(t)
燃えがら	0.00											
汚泥	0.00											
鉍さい	0.00											
ガラス陶磁器くず	0.00											
混廃	0.00											
動植物性残渣	0.00											
ばいじん	0.00											
13号廃棄物	0.00											
計	0.00											

最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等				

最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工				

観測井戸

(公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。				
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下				
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下				
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下				
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下				
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				

ダイオキシン類					
<p>「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること</p> <p>埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。</p>					

放流水

(公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

アルキル水銀化合物	検出されないこと。	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下				
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下				
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下				
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	一リットルにつき一ミリグラム以下				
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下				
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下				
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム以下				
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・三ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下				

四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下				
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下				
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム以下				
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム以下				
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下				
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下				
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下				
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素五〇ミリグラム以下 海域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素二三〇ミリグラム以下				
ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素一五ミリグラム以下（海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。）				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇〇ミリグラム以下				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	一リットルにつき五ミリグラム以下				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	一リットルにつき三〇ミリグラム以下				
フェノール類含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下				
銅含有量	一リットルにつき三ミリグラム以下				

亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下				
溶解性鉄含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下				
溶解性マンガン含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下				
クロム含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下				
大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下				
窒素含有量	一リットルにつき一二〇（日間平均六〇）ミリグラム以下				
リン含有量	一リットルにつき一六（日間平均八）ミリグラム以下				
ダイオキシン類					

備考

- 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

観測井戸

（公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率	塩化物イオン
4月					
5月					

2月							
3月							

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。
窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

（公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日）

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合			

最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項

（公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日）

（公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日）

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	調整池が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池				

最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

（公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日）

（公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日）

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備の機能の状態				

最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項

(公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
有効な防凍のための措置の状況				

最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項 目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定		